

平成二十年十月十日受領
答弁第五七号

内閣衆質一七〇第五七号

平成二十年十月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出汚染米不正転売問題を告発する文書を受けた農林水産省の対応等に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出汚染米不正転売問題を告発する文書を受けた農林水産省の対応等に関する

質問に対する答弁書

一について

平成十九年一月二十九日及び二月二日に、農林水産省関東農政局東京農政事務所に対し、検査機関から三笠フーズ株式会社（以下「三笠フーズ」という。）あての「残留農薬検査書」という標題の書類が添付された文書が匿名によりそれぞれ一通ずつ送付された。

二について

一についてで述べた匿名の文書の送付を受けて、平成十九年一月三十日から、農林水産省九州農政局福岡農政事務所が三笠フーズの工場に対する調査等を行った。

三及び四について

一についてで述べた匿名の文書を受領しながら、三笠フーズによる事故米穀の食用としての販売を防止できなかったことについては、調査方法等に問題があったと考えており、現在、農林水産省内において検証を進めているとともに、内閣府に設置されている「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」に

おいても、検証していかないと。している。